

鞍手町水道事業 中期経営計画

平成 17 年度 平成 21 年度

鞍手町水道課

《 目 次 》

1	計画策定趣旨	1
	社会的背景	
	事業の現状	
	事業の課題	
2	事業運営の基本方針	3
	(1) 計画の位置付け	
	(2) 計画策定の期間	
	(3) 鞍手町水道水質改善検討委員会	
	(4) 事業運営の目標	
	(5) 経営基盤強化への取組	
3	事業計画	6
	(1) 中期収支計画	
	(2) 中期指標	
	(3) 定員管理に関する計画	
	(4) 給与の適正化に関する計画	
	(5) 将来需要予測	
	(6) 主要施策	
	(7) 設備投資計画	
4	経営基盤強化への取組	8
5	災害対策への取組	10
6	老朽化施設の計画的な更新	10
7	人材育成の取組	10
8	経費削減等の取組による効果額	11
9	環境保全等への取組	11
10	計画達成状況の公表	11

1 計画策定主旨

社会的背景

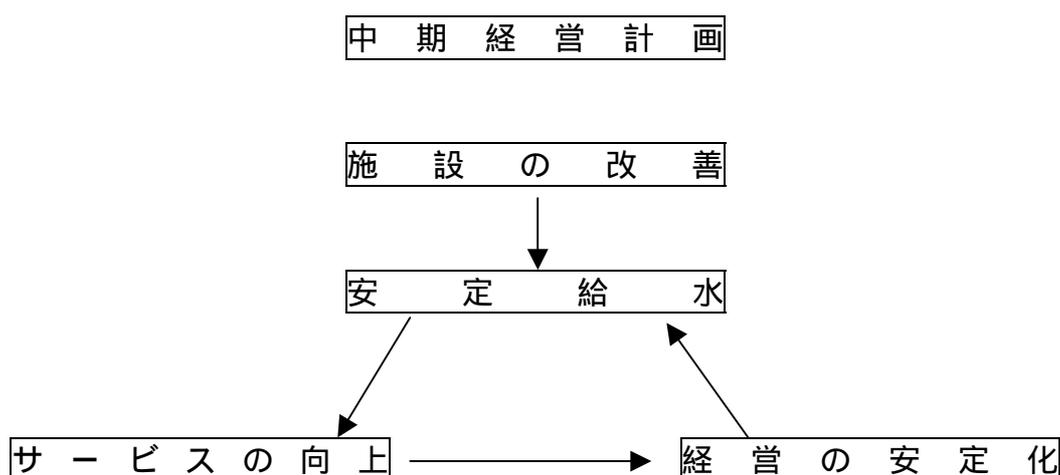
上水道は、すべての住民が衛生的で快適な生活を営む上で欠かせない基本的かつ重要な施策の一つです。

本町上水道は、昭和41年に三菱鉱業新入炭鉱専用水道を引き継ぎ剣地区で給水したことから始まり、数度の拡張工事を経て、昭和54年に給水能力10,000m³/日当りで完成し、将来の人口増や公共下水道の整備等に伴う給水量の増加に対しても対応可能な給水能力であります。

平成17年3月末の給水人口は17,272人、普及率は90.59%となっており「安定給水」「サービス向上」「経営の安定化」に努めてきました。

しかし、人口の減少や水需要等の減少による経営状況の悪化や、西方沖地震をはじめとする大規模災害に備えたライフライン機能の強化など、事業経営の根幹にかかわる新たな課題も生じており、その対策が急務となっています。

また、遠賀川水系下流に位置する本町の地理的条件から来る水質の悪化といった問題もあり、安全で良質な水を長期的・安全的に供給するため、これらの新たな課題への対策を中心に中期経営計画を策定するものです。



事業の現状

本町の有収水量は、平成12年度をピークに、以降は給水人口の減少に伴い有収水量の減少傾向が続いており、平成12年度と平成16年度を比較すると有収水量で68,534m³、給水人口で1,017人の減少となっております。

このような傾向は、平成17年度以降も減少傾向が続くと思われませんが、気象条件等の一時的なものではなく、人口の減少や節水意識の浸透、長引いた景気の低迷なども一因であると考えられます。

さらに、水資源の保全に関する感心の高まりや、水道料金の節約という経済的なもの、節水意識の高まりによる節水型の洗濯機や食器洗い機の普及等、様々な要因で水需要の減少がさらに拡大すると思われれます。

また、近年「水道水を飲むか」と聞くと「水道水はおいしくないし、安全でないから、ミネラルウォーターを飲んでいる。」という人が増えています。これを裏付

けるようにミネラルウォーターの売上は、10年前に比べると4倍増にもなっており、飲み水としての需要減少が拡大しています。

今後の水需要の傾向は、少子高齢化の進展等により給水人口の減少は避けられませんが、下水道の普及に伴う将来需要予測では、平成17年度から平成21年度を比較すると水需要は3,360 m³の増加となります。

事業の課題

本町浄水場施設は、数度の拡張工事を経て、昭和54年に給水能力10,000 m³/日当たりで完成しました。浄水施設のほとんどが昭和40年代から50年代にかけて整備されたものであり、既に稼働後30年程度を超え、同時期に整備された主な送配水施設は布設替えがほぼ完了しています。しかし、将来にわたり安定的に給水を確保していくためには、これら老朽施設の長期的な視点に立った計画的な施設の改良が不可欠であり、効率の悪い施設を抜本的に見直し、効率的かつ低コストの施設を構築しなければなりません。また、地震等の災害発生時における被害の軽減化という観点からも着実に取り組む必要があります。

また、原水を取水している浮洲池は、近年、上流の生活排水等の流入により富栄養化が進み生物（藻類）が大量に発生しており、その解決策として中間市水道局と共同で藻類抑制装置を7機設置していますが、藻類抑制の根本的な解決策とはなっていないのが現状です。

厚生労働省は、平成15年3月、水道法第四条第二項により新たな水質基準を定め（平成16年4月より施行）、臭気項目であるジェオスミン、2-メチルイソボルネオールは、平成19年3月までは暫定基準値にて運用し、4月より新たな水質基準値にて運用されることになりました。このため、臭気に関する基準値等が厳しくなり水質基準に達しないことが懸念されます。

また、遠賀川水系下流に位置する本町の地理的条件から来る水質の悪化といった問題もあり、安全で良質な水を長期的に供給するため、平成17年度に「鞍手町水道水質改善検討委員会」を設置し、町議会・住民・学識経験者・行政の各代表10名の委員で、施設の改善、水源の変更、料金の改定等を含めて現在検討を行っているところです。

2 事業運営の基本方針

(1) 計画の位置付け

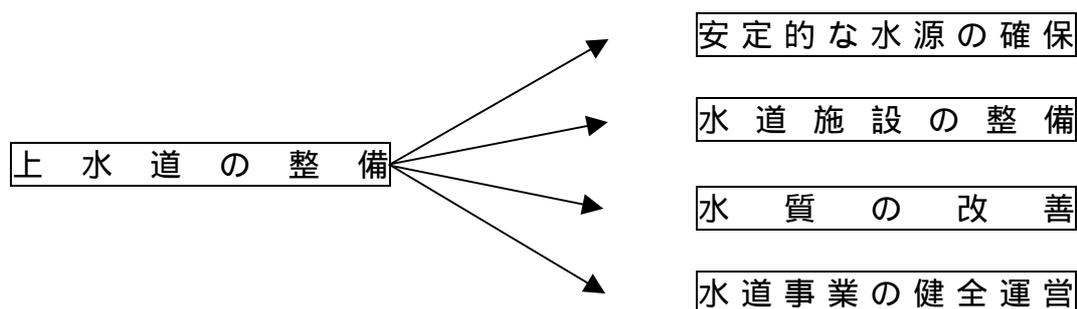
(第4次鞍手町行財政改革集中プランとの整合性)

この計画は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に規定する「集中改革プラン」に基づく地方公営企業に係る部分と、地方公営企業の経営の総点検を通しての中期計画とします。

また、この計画は「第4次鞍手町行財政改革集中プラン」の公営企業部分とします。

(第3次鞍手町総合計画後期基本計画との整合性)

「第3次鞍手町総合計画後期基本計画」をふまえ、浄水場の施設改善計画の検討を行います。近年、水道利用者の給水サービスに関するニーズも多種・多様となり、おいしさ、安心感といったサービスの「質」に対する関心が大きくなっています。また、料金収入で賄われている水道事業は、水道利用者の理解と信頼の上に成り立っており、料金の改定にあたっては、水道利用者の視点をより積極的に事業運営に取り入れていくことが不可欠です。



「安定的な水源の確保」

渇水期等に左右されない水の長期的・安定的な供給のため、新たに関係機関と協議しつつ検討していく。

「水道施設の整備」

国の示した「水道管路近代推進事業」に基づいて、管路の布設替を計画的に実施する。

耐用年数を経過した機械・電気設備等の老朽化施設を年次計画に基づいて改善する。

渇水期対策として、原水を有効利用するための施設改善を行う。

「水質の保全」

上流域及び本町における下水道関連事業の促進を図るとともに、水源地周辺の環境整備に努める。

引き続き高度処理による水質改善を図る。

「水道事業の健全運営」

広報活動等の充実を通じて、住民の節水意識の高揚及び水道事業に対する理解と協力を促していく。

常に経済性を考慮して、事務事業の効率化や経費の節減を図るとともに、使用料金の適正化に努め、健全財政を確保する。

(2) 計画策定の期間

開始年度 平成17年度
終了年度 平成21年度

(3) 鞍手町水道水質改善検討委員会

鞍手町水道水質改善検討委員会において、下記に示したような課題に検討を行います。

将来にわたり安定的な給水を確保していくためには、老朽化施設の長期的な視点に立った計画的な改良・更新が不可欠であるため、十分な検討が必要です。

また、水源の検討においては、浮洲池からの取水量については計画取水が安定して得られていますが、水源を木月池に変更した場合、変更認可の対象となり水源の安定取水が確実であることを示す必要があります。この場合、木月池の水収支検討を行う必要があります。年間を通じた水の出入りを測定し、降水量、蒸発量、計画取水量等により、木月池からの安定給水量を調査・解析し確定することとなります。したがって、計画取水量を確定するために、1～2年の調査期間を考慮する必要があります。それに伴う調査費用等が必要となります。

検 討 課 題

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 水 質 の 検 討 | 1. 水質試験の検討
2. 生物試験の検討 |
| 浄水場施設の検討 | 1. 前処理施設
2. 排水処理施設
3. 急速ろ過施設 |
| 水 源 の 検 討 | 1. 木月池水質水量の検討
2. 浮洲池水質水量の検討 |
| 事 業 費 の 検 討 | 1. 水道料金の検討
2. 事業費の検討
3. 起債の検討 |

鞍手町水道水質改善検討委員会

H17	H18	H19	H20	H21
検 討	検 討	調査設計 (予定)	認 可 (実施)	

(4) 事業運営の目標

料金改定について

今後の水道事業は、水需要の減少に伴い料金収入の増加が困難になる中、老朽化施設の修繕・更新を計画しており、直接、料金収入の増加に結びつきにくい事業を確実に進めていかななくてはなりません。

起債の借り入れ、料金収入の改定等を視野に入れ事業に取り組みなくてはならず、水道利用者の視点をより積極的に事業運営に取り入れていくことが不可欠です。

また、水道料金については、近隣事業体との料金格差を比べると鞍手町は決して高い料金ではなく、住民サービスにつながる料金の改定は、水道利用者の負担の適正化を図りながら、水道利用者の理解を得て料金改定を行います。

課室局の統廃合

課室局の統廃合を行い、平成19年4月1日より、水道課と下水道課を統合し上下水道課を新設します。

また、グループ制の導入により上水道班、下水道班とし、適正な人員配置を図り、柔軟性のある組織づくりを行います。

新規事務について

鞍手町水道水質改善検討委員会の答申を受け、国の認可を受けるため、事業開始は2年～3年後と予想されます。浄水場の前処理施設・急速ろ過池等の新設・改善認可設計書の作成、起債の借り入れ事務等が新たに発生します。

(5) 経営基盤強化への取組

料金制度の枠組は、昭和63年度に変更した以降は、消費税導入時に変更し現在に至っています。

しかし、この間に社会の情勢は大きく変化し、水道事業を取り巻く環境が変化していることを受け、水道利用者や経営に与える影響を十分に考慮し、また浄水施設の改良に伴う工事費等を見込んで、望ましい料金制度のあり方について検討します。

料金改定

スケジュール					
H17	H18	H19	H20	H21	H22
検討			改定予定		

3. 事業計画

(1) 中期収支計画 (単位：千円)

収益的収支及び資本的収支

		H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
収益的 収支	料金	395,648	353,272	351,247	391,236	389,239
	他会計補助金等	21,183	16,714	12,942	10,289	8,871
	人件費	84,421	88,296	87,594	88,465	89,355
	物件費	312,829	277,393	272,306	262,242	278,205
	経営損益	19,401	4,297	4,289	50,818	30,550
資本的 収支	企業債	0	0	0	800,000	0
	他会計補助金等	19,787	29,161	27,000	1,027,000	27,000
	他会計借入金等	0	0	0	0	0
	国補助金	0	0	0	200,000	0
	県補助金	0	0	0	0	0
	建設改良費等	39,004	81,423	51,000	1,051,000	51,000
	企業債償還金	87,895	79,002	65,171	43,492	33,583

企業債残高 (単位：千円)

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
総額 (うち公的資金)	812,786	724,891	645,889	1,380,717	1,337,226)

(2) 中期指標 (単位：千円)

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
経営収支比率	1.0488	1.0117	1.0119	1.1449	1.0831
不良債務比率					
累積欠損金比率					
繰入金比率					
職員1人あたり営業収益	27,776	26,517	26,013	28,680	28,436
事故件数					
顧客満足度					
苦情受付件数					

浄水場施設の改良は平成20年度から21年度の予定となっており、浄水場施設改良後は、水道利用者にとって安全で美味しい『水』として需要の増加が見込まれ、経営収支比率も好転すると予想されます。

(3) 定員管理に関する計画

	17.4.1 ~ 22.4.1	対 17.4.1 純減率	11.4.1 ~ 16.4.1 純減実績	対 11.4.1 純減率	定員適正化計 画見直し状況
増員見込み(A)	0				
減員見込み(B)	1				
純減数(A) - (B)	1	9.1	0	0	

17.4.1現在の総職員数：11人 22.4.1現在の総職員数：10人
H19年4月より、水道課(11名)と下水道課(6名)を統合し、上下水道課(15名)とします。

(4) 給与の適正化に関する計画

	実施内容	予定年度・(実施済年度)
高齢層職員昇給停止	国準拠	平成14年度実施済
不適正な昇給運用の是正	勤続20年以上の退職で1号特昇	平成18年度
級別職務分類表に適しない給への格付け等	国準拠	実施済
退職手当の支給率の見直し	国準拠	実施済
特殊勤務手当の適正化	なし	
その他の手当て適正化	調整手当の廃止 (経過措置 14~15年度 2.5%、 16~17年度 2%)	平成18年度
国や民間の同種の職種との比較の実施	なし	
給料表の適正化	国準拠	実施済
その他	なし	

(5) 将来需要予測

	H17	H18	H19	H20	H21
給水人口	16,869	16,719	16,569	16,419	16,269
年間総給水量	1,774,015	1,758,240	1,742,465	1,726,691	1,710,916
1日平均給水量	4,860	4,817	4,773	4,730	4,687
下水道による年間水需要	840	2,300	2,600	3,700	4,200

少子高齢化による水需要の減少傾向が続きますが、浄水場施設の改良、及び下水道の普及により水需要の増加が見込まれます。

注) 下水道の水需要 = 処理区域内人口 × (2 m³ × 2.6人 / 家族)

(6) 主要施策

	施策名	実施時期	内容
1	浄水場施設改良	H20	前処理・排水処理等
2	配水管布設替	H18	250石綿管 L = 500m

(7) 設備投資計画

(単位: 千円)

	H17	H18	H19	H20	H21
浄水場施設改良				1,000,000	

4 . 経営効率化への取組

今後の水道事業は、水需要の減少に伴い料金収入の確保がますます困難になることが予想されます。その中で、災害対策や老朽施設の修繕・更新など、直接、料金収入の増加に結びつきにくい事業を確実に進めていくため、経営効率化に向けて下記の取組を行います。

組織体制や業務改善

過去、行（二）職員4名が退職した時点で委託職員に切り替えたことにより、人件費の大幅削減ができたことが、現在まで純利益を計上できた最大の理由であります。そのため徹底した経営の効率化を図るため、組織・体制の見直し、民間委託の活用など業務改善の取組を進めます。

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
組織の見直し			実施		

浄水場の効率的な施設運営

浄水場の運転管理業務の委託化・無人化といった手法についても検討を行い、浄水場の効率的な施設運営を目指します。

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
浄水場の効率的な施設運営			検討		

業務の効率化

水道利用者のサービス向上の充実と水道事業の一層の効率化を目指して、水道諸手続きの電子化を推進し、業務の効率化を図ります。

また、料金徴収サイクルの短縮化を実現するため、金融機関への口座振り替えを推進します。

さらに、現在の財務会計システムを見直し、新規財務会計システムの構築を実現し、事務の効率化を図ります。

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
口座振替の推進	実施				
財務会計システムの見直し			検討		

未収金対策

未収金対策として、「第4次鞍手町行財政改革集中プラン」の中で、徴収体制の強化が掲げられております。水道課の未収金額は、平成17年度末過年度分57万円となっており、現年度分の収納率は98.99%です。未納者には給水停止等の処置を実施するとともに、H18年10月に設置予定である特別収納対策課と連携し、料金の100%徴収を目指します。

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
徴収体制の強化	検討	実施			

アウトソーシングの実施状況（経営効率化にむけての取組状況）

	業 務	実施	一部実施	未実施
水道事業	配水管の漏水防止調査			
	配水管の点検・保守			
	浄水場の点検管理業務			
	浄水施設の点検・保守			
	水質試験・検査業務			
	汚泥・排水処理業務			
水道事業 （末端）	検針業務			
	料金徴収業務			
	滞納整理・停水業務			
	使用開始・廃止の受付			
	転居時の開閉栓・料金精算業務			
	給水装置の受付・設計審査			
	給水装置の修繕業務			
	水道メーターの維持管理			
	配水管の漏水調査			
	漏水調査			
	配水施設の点検・保守			
	浄水場の運転管理業務			
	水質試験・検査業務			
	納付書配布			

5．災害対策への取組

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震は、地震が少ないと思われていた福岡県に与えた被害は甚大なものでした。本町も大規模地震に備え、被害の軽減化と迅速な応急復旧等のために必要な対策を講じることが必要と思われま

水運用の機能強化

給水経路の多系統化により給水の安定化を確保するとともに、災害発生時における断水等の被害拡大防止と迅速な復旧を目的として、マッピングシステムの導入の検討を行い、配水幹線網の整備、配水ブロックの再編成、水運用システムの強化を図ります。

また、水道の基幹施設である浄水施設等の耐震補強を行うとともに、送配水施設の計画的耐震化のため基礎調査を行い、災害時における円滑な応急給水を図るため、主要な配水池への緊急遮断弁の検討を行います。

	H17	H18	H19	H20	H21
マッピングシステム				検討	

6．老朽化施設の計画的な更新

国の示した「ふれっしゅ水道」計画に基づいて実施した、石綿セメント管の布設替は、平成13年度で一部を残してほぼ完了しています。

老朽管の更新

	H17	H18	H19	H20	H21
石綿管更新		実施500m			

鞍手町水道水質改善検討委員会の結論を受け、取水場・浄水施設・配水施設等の施設整備について調査設計を行い国の認可を受け、計画的に整備します。

施設整備

	H17	H18	H19	H20	H21
施設整備		検討	調査設計	国・認可 (実施)	

7．人材育成の取組

水道課職員として基本的な知識や技術の習得、技術の向上等を目的とした独自の研修と、日本水道協会等の外部機関で開催する専門研修及び本町職員研修の研修プログラムを効果的に組み合わせることにより、職員研修を体系化し、複雑・多様化する業務を効率的かつ確実に実行できる企業職員の育成を図ります。

また、水道事業全般の基本的知識の習得、水道技術者の育成及び技術継承のための研修を充実させます。

さらに、水道利用者志向の経営をより効率的に展開することを目指し、待遇の基本と水道利用者への対応技術の改善・向上を目指すため、実践的な水道利用者へのサービス向上のための研修を実施します。

町研修・専門研修

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
研 修		実 施			

8 . 経費節減等の取組による効果額

項 目		H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	
収 入	未収金徴収対策		50	50	50	50	
	料金見直						
	未利用財産の売り払い等						
	その他						
支 出	人 件 費 削 減	職員削減			7,020	7,020	7,020
		退職者不補充の場合の効果額					
		嘱託、臨派遣職員等の活用の場合の効果					
	給与等削減						
	組織の統廃合						
	民間的経営手法の導入による事務事業費削減						
	その他						
合 計			50	7,070	7,070	7,070	

9 . 環境保全等への取組

環境資源である水を直接利用する事業者として、健全な水循環系を構築するため、水源環境の保全に努めるとともに、上流域及び本町に置ける下水道関連事業の促進を図り周辺の整備に努めます。

また、宮若市・県企業局と水道水源流域における開発行為等を抑制し、水源滋養林について林層の調査を実施し、将来にわたる計画的な維持管理等の検討を行います。

10 . 計画達成状況の公表

結果については、原則として各年度終了後に行財政改革推進委員会への報告と住民へのわかりやすい公表体制を維持し、透明性の確保を図ります。

また、住民への公表は、広報誌やホームページを活用して行います。